



税務署からのお知らせ

▶問い合わせ 観音寺税務署 ☎25-2191

確定申告の内容に誤りがあったときは
税額を多く申告していた場合
確定申告書を提出した後で、税額を多く申告していたことに気付いたときは、「更正の請求」により正しい税額への訂正を求められます。請求内容が正だと認められたときは、正しい税額に減額されます。

手続きの方法
更正の請求書を作成し、所轄税務署に提出してください。

期間
更正の請求書は、各年分の法定申告期限（通常は、各年の翌年3月15日）から5年以内で提出してください。

税額を少なく申告していた場合
確定申告書を提出した後で、税額を少なく申告していたことに気付いたときは「修正申告」をして正しい税額に修正してください。なお、修正申告によって新たに納める税額は、修正申告書を提出する日（納期限）までに、延滞税と併せて納めてください。

手続きの方法
修正申告書を作成し、所轄税務署に提出してください。

期間
修正申告は、税務署長による更正があるまでいつでもできますが、修正申告によって納める税額には法定納期限の翌日から納付する日までの期間について延滞税がかかります。できるだけ早く申



税務課からのお知らせ

▶問い合わせ 税務課 ☎73-3006

4月から
国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料の仮徴収が始まります

仮徴収とは、年間の保険料額が決定する前に、4月・6月・8月の年金支給日に保険料を天引きする制度です。天引き額は、2月の天引き額と同額になります。ただし、2月に天引きされておらず、新たに天引きが始まる人は、平成28年中の所得を基に仮計算された保険料が天引きされます（介護・後期のみ）。

保険料額が確定後、10月以降の天引き分で残りの保険料額の調整が行われます。

(例) 年間保険料が78,400円の場合

月	保険料額
2月	10,400円
4月	10,400円
6月	10,400円
8月	10,400円
10月	15,800円
12月	15,700円
2月	15,700円
4月	15,700円

前年度2月と同額（仮徴収）
年額の保険料の残額を3等分（本徴収）

天引きの開始時期と年金天引きの停止の可否

保険の種類	年金天引きの開始時期	年金天引きの停止
国民健康保険税	10月	可
65歳以上 75歳未満	4月、6月、8月、10月	不可
後期高齢者 医療保険料 75歳以上	4月、10月	可

仮徴収の対象とならない人には7月に通知します

仮徴収の対象とならない人は、保険料決定後、7月から納付書または口座振替による納付が始まります。

年金天引きは、年金機構による天引可能対象者が決まり次第、自動的に始まります。天引き開始時期および停止の可否については左の表をご覧ください。

保険料の納付方法について、国保・後期のみ、年金天引きを停止して、口座振替に変更することが可能です。希望する人は税務課または各支所へお申し出ください。

告・納付するようにしてください。それぞれの法定納期限は次のとおり

平成29年分の所得税および復興特別所得税
3月15日（木）

消費税および地方消費税
4月2日（月）

※修正申告をする場合や、税務署長が更正を行う場合には、加算税が賦課される場合があります。

留意事項
確定申告書、修正申告書および更正の請求書は国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」で作成できます。提出の際には、マイナンバーの記載および本人確認書類の提示または写しの添付が必要で、各種書式は、国税庁ホームページからダウンロードすることもできます。

※手続などについて、不明な点がありましたら国税庁ホームページをご覧ください。詳しくは、観音寺税務署にお問い合わせください。

期限内に納付できないときは延滞税がかかります

期限内に納付できなかった場合や、振替納付日に振替口座の残高不足などで振替できなかった場合には、法定納期限の翌日から納付の日まで延滞税がかかります。この場合、金融機関（日本銀行歳入代理店）または観音寺税務署の納税窓口で、本税と延滞税を併せて納付していただくこととなります。

自動車税の減免申請を受け付けます

障害者手帳などの交付を受けている人で、一定の条件を満たす場合は、本人や家族が運転する自動車などにかかる税金が減免になります。

■平成30年度自動車税（県税）

申請期間

4月2日（月）～5月28日（月）

※土・日・祝日は除く

受付場所・問い合わせ先

県税事務所（高松合同庁舎内）

☎087（806）0314

出張受付

受付日時 4月11日（水）、18日（水）、5月16日（水）

午前9時～午後4時

受付場所・問い合わせ先

西讃県民センター（三豊合同庁舎内）

☎25・5200

■平成30年度軽自動車税（市税）

すでに減免を受けている人で、申請事項に変更がない場合、再申請は不要です。

4月に送付する通知をご確認ください。

ただし、平成29年度中に車を買替えた人は、新しい車での再申請が必要です。

申請期限 5月24日（木）まで

受付場所 税務課または各支所

※自動車税（県税）の減免を受けている人は、軽自動車税の減免申請はできません。

振替納付日
平成29年分の所得税および復興特別所得税
4月20日（金）
平成29年分の個人事業者の消費税および地方消費税 4月25日（水）
※平成30年中における延滞税の割合は、次のとおりです。

・納期限の翌日から2カ月を経過する日まで 年2.6%の割合
・納期限の翌日から2カ月を経過する日の翌日以後 年8.9%の割合

平成31年1月からe-Taxの利用手続きがより便利に

次の二つの方法で申告などのデータの作成・送信が簡単に行えます。

マイナンバーカードによるe-Tax利用
マイナンバーカードを使って、マイナンバー経由またはe-Taxホームページなどからログインするだけで、簡単にe-Taxの利用を開始することができます。

ID・パスワード方式によるe-Tax利用
マイナンバーカード未取得の人は、税務職員との対面で本人確認を行い、税務署長が通知したe-Tax用のID・パスワードで利用できます。

※IDとパスワード方式は、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」でのみ利用できます。ID・パスワードの発行を希望される方は、4月以降に、観音寺税務署へお越しください。